

2025年度一次採用 日本学生支援機構 貸与奨学金申込説明会 【大学院向け】

奨学金説明会は本資料の配布にて実施します。

本資料についてご不明な点があれば、

教務・学生課学生・留学担当までお問い合わせください。

はじめに

- ・本資料では、本学で実施する**日本学生支援機構 貸与奨学金**について説明します。
- ・詳細は、必ず「貸与奨学金案内」や「手続き説明資料」等で確認してください。



日本学生支援機構 貸与奨学金案内 (大学院)

日本学生支援機構 奨学金貸与・返還シミュレーション

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

もくじ

- ・ 貸与奨学金とは 4～5ページ
- ・ 奨学金制度 6～10ページ
- ・ 申込資格 11～12ページ
- ・ 選考基準 13～14ページ
- ・ 保証制度の選択 15～21ページ
- ・ 返還方式 22～25ページ
- ・ 利率 26～27ページ
- ・ 個人信用情報の取扱い 28～29ページ
- ・ 特に優れた業績による返還免除 30～31ページ
- ・ 申込み、お問い合わせについて 32～33ページ

貸与奨学金とは

貸与奨学金とは

- ①奨学金を返還する義務が、必ず発生します。
- ②お金を借りるのは、学生のみなさんです。
返還する義務は、みなさん自身にあります。

【重要ポイント】

- ・ そのお金は本当に必要ですか？ 必要のない奨学金は借らない。
- ・ 借りすぎていると感じたら、減額を考える。
- ・ 奨学金を借りる必要がなくなった場合、早急に辞退する。

5万円を2年間借りたら借入金額の合計は120万円！
10万円を2年間借りたら借入金額の合計は240万円！！
学部の貸与奨学金があれば、その分も同時に返還することになります。

奖学金制度

奨学金制度①

貸与奨学金案内
6ページ

貸与奨学金には次の4種類があります。

奨学金の種類		利子	貸与の方法	
第一種奨学金	第一種奨学金	無利子 (借りた金額のみ返還)	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
	授業料後払い制度 (2025年度入学者のみ)		授業料支援金	支援対象授業料(授業料相当額)を大学(場合により本人)へ振込 ※別途保証料相当額も貸与額に含まれる
			生活費奨学金 (毎月の奨学金)	原則として毎月1回振込
第二種奨学金		有利子 (利子を加えて返還)	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額貸与奨学金 (入学時のみ)			一時金	上記の奨学金の振込時に増額して1回だけ振込

奨学金制度②

※第一種奨学金と第二種奨学金両方を受けることを併用貸与とといいます。

※第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込はできません。

【種類と貸与月額】

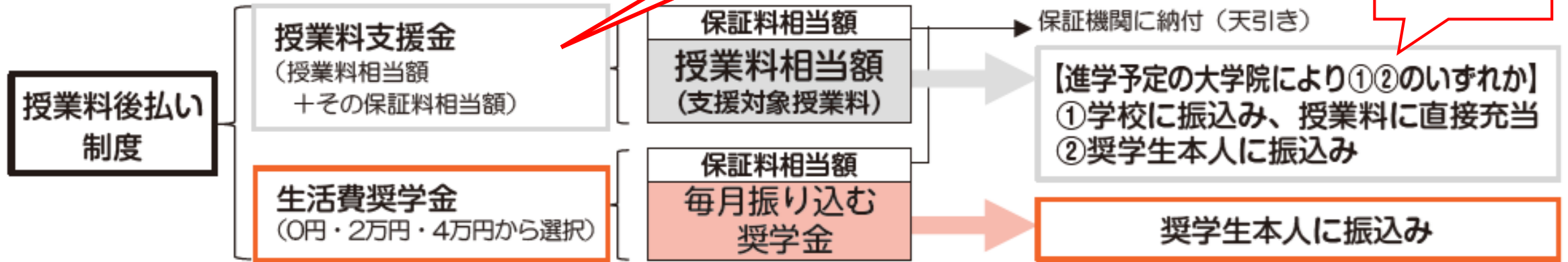
奨学金の種類		修士課程相当		博士課程相当	
第一種奨学金		50,000円 88,000円		80,000円 122,000円	
授業料後払い制度 ※博士課程選択不可	授業料支援金	年間最大535,800円 (授業料減免を申請する場合は減免後の金額)		生活費奨学金のみの申込みは不可	
	生活費奨学金	0円 (利用しない)	20,000円 40,000円		
第二種奨学金		50,000円	80,000円	100,000円	130,000円 150,000円
入学時特別増額貸与奨学金 (入学時のみ)		10万円～50万円までの間で10万円単位で額を選択			

奨学金制度③

貸与奨学金案内
11ページ

【授業料後払い制度】

授業料後払い制度の交付の仕組み



《メリット》

- ・ 授業料相当額の支援と、毎月決まった額の生活費の支援をあわせて受けることができる。
- ・ 学校の授業料減免を受けた場合、貸与される額が少なくなることがある ⇒ 借入額の減少
- ・ 収入が300万円程度になるまで、割賦月額が最低額（2,000円）に据え置かれる

《デメリット》

- ・ 人的保証は選択できず機関保証のみ、定額返還方式は選択できず所得連動返還方式のみとなる
- ・ 生活費に充てられる奨学金が第一種や第二種に比べて少ない

奨学金制度④

貸与奨学金案内
9ページ

【貸与期間】

- ・ 第一種奨学金（授業料後払い制度含む）、第二種奨学金ともに、原則として修業年限の終期となります。

（本学は修士課程は2年（24ヶ月）、博士課程は3年（36ヶ月））

- ・ 在籍期間中に休学期間や休学を伴う留学期間・学業不振等による留年期間があった場合には、修業年限には含まれません。**休学期間や成績不良による留年期間は貸与奨学金は停止となります。**

例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	学籍状態	修業年限に含む月数
修士1年	奨学金貸与													12ヶ月
修士2年	休学期間（修業年限に含まない）												進級	
修士2年	奨学金貸与												留年※	12ヶ月

※留年期間であるが、留年理由が前年度の休学によるものであるため（学業不振ではないため）

申込資格

申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人です。ただし、次の①～③に該当する人は、申込資格があるか必ず確認してください。

- ①過去に奨学金を受けたことがある人
- ②債務整理中の人
- ③外国籍の人

万が一申込資格のない者が採用となっていることが判明した場合は、既に振り込まれた奨学金を一括返金させ採用取消とする必要があります。

〔在留資格等による申込資格の可否〕

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 ⇒ 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの （いずれか1点）
	家族滞在（※5）	上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	上記以外（留学等）	申込資格がありません（※7）

※①と③の詳細は「貸与奨学金案内」の8ページを参照してください。

選考基準

選考基準

貸与奨学金案内
9～10ページ

【学力】

詳細は「貸与奨学金案内」の9ページを参照。

【家計】

詳細は「貸与奨学金案内」の10ページを参照。

保証制度の選択

保証制度の選択①

貸与奨学金案内
18～22ページ

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、**どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。**

機関保証制度 (貸与奨学金案内 18～19ページ)	人的保証制度 (貸与奨学金案内 20～22ページ)
<p>保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会以下「協会」という）保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。</p> <ul style="list-style-type: none">※一定の保証料の支払いが必要です。※連帯保証人や保証人は不要です。※「本人以外の連絡先」となる人を指定し、採用後に返還誓約書に署名してもらう必要があります。※保証料の目安⇒貸与奨学金案内61～62ページ参照	<p>機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。</p> <ul style="list-style-type: none">※必ず事前に連帯保証人及び保証人となる人に貸与総額を伝えた上で引き受けることの承諾を得ておく必要があります。※<u>連帯保証人及び保証人となる人が、それぞれの選任条件を満たしているかよく確認してください。</u>※<u>連帯保証人及び保証人となる人には、採用後に返還誓約書に添付する書類の提出可否についても確認しておいてください。</u>

保証制度の選択②

【機関保証制度】

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。

機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「**返還誓約書**」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、**振込済の奨学金の全額を速やかに返金することになります**。

(2) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。**保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」ということはありません**。

保証制度の選択③

【人的保証制度①】

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。

人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。

なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「**返還誓約書**」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金することになります。

保証制度の選択④

【人的保証制度②】

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人	保証人
奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。	あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります。

(3) 必要な手続き

採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の（4）の書類を提出してもらう必要があります。

保証制度の選択⑤

【人的保証制度③】

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市町村で発行された「印鑑登録証明書」 (コピー不可)	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書 (コピー可)	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」(コピー不可) 及び資産等に関する証明書(コピー可)	△	△	連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。(貸与奨学金案内21～22ページ参照) (例) 源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

保証制度の選択⑥

貸与奨学金案内
20～22ページ

選任条件の例外（例：保証人に65歳以上の祖父母を選任する場合等）は貸与奨学金案内（大学院予約）21～22ページをよく確認してください。

【人的保証制度④】

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	保証人
<p>原則として父母のどちらか</p> <ul style="list-style-type: none">・ 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。・ あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。・ 債務整理中（破産等）の人は認められません。・ 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。	<p>原則として<u>本人および連帯保証人と別生計</u>で、父母を除いた65歳未満の4親等以内である成年親族</p> <ul style="list-style-type: none">・ 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。・ あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。・ 債務整理中（破産等）の人は認められません。・ 奨学金申込時に保証人は65歳未満でなければいけません。・ 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

返還方式

返還方式①

第一種奨学金を希望する人は、申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかを選択します。ただし、授業料後払い制度を申し込む人は「所得連動返還方式」となります。

詳細は貸与奨学金案内14～15ページを参照。

	選択できる 保証制度	返還方法
所得連動返還方式	機関保証のみ	前年の所得に応じた月額で返還
定額返還方式	人的保証、機関保証いずれも可	一定額の月額を返還

※第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は定額返還方式のみです。

返還方式②

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

年収:300万円 → 月額:約 8,600円
 年収:450万円 → 月額:約 15,400円
 例 返還者本人に子どもがいる場合、1人につき月額から約2,400円を控除

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

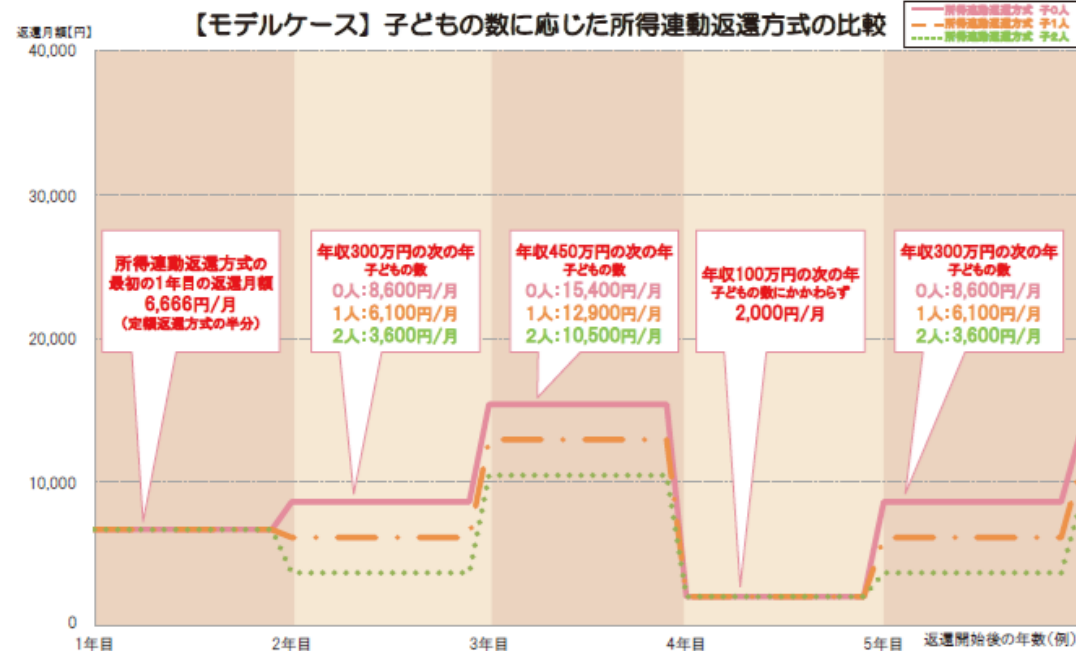
例 5万円を4年間(240万円)借りた場合
 →月額:約 13,333円(15年間)

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



※所得連動返還方式の返還2年目以降の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返還月額から控除されます。返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。



返還方式③

授業料後払い制度の 所得連動返還方式

所得に応じた月額で返還

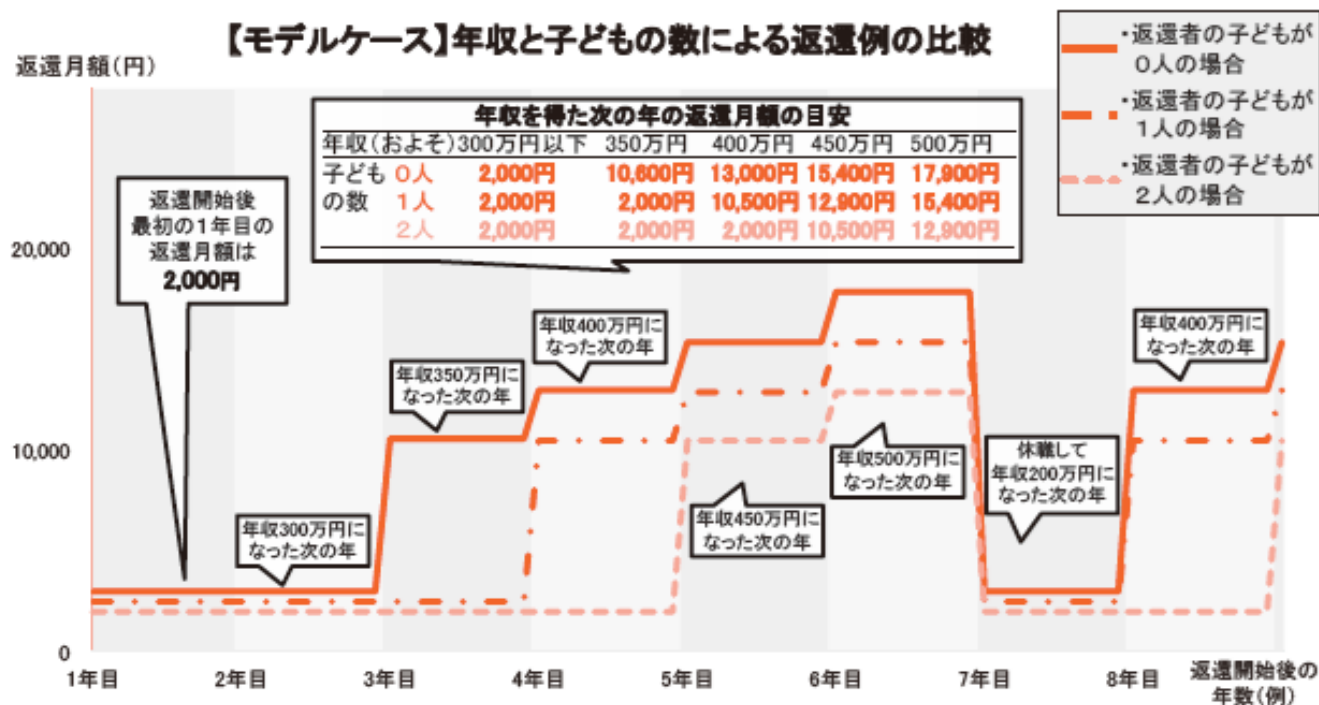
返還者に子どもがない場合

例 年収:250万円 → 月額: 2,000円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円

返還者に子どもが2人いる場合

年収:250万円 → 月額: 2,000円
年収:450万円 → 月額:約 10,500円

【モデルケース】年収と子どもの数による返還例の比較



利率

利率

貸与奨学金案内
12～13ページ

第二種奨学金および入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、申込時に「利率固定方式」と

「利率見直し方式」のどちらかを選択します。

詳細は貸与奨学金案内12ページを参照。

利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されるため、返還額が一定。	貸与終了時に決定した利率が、おおむね5年ごとに見直されるため、返還額が増減する。

個人情報情報の取扱い

個人情報情報の取扱い

奨学金申込時に、個人情報情報の取扱いについて同意する必要があります。
同意条項については貸与奨学金案内17ページを参照。

- (1) 返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）への登録対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、スマホの分割払いやクレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

特に優れた業績による
返還免除

特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

申請の時期となりましたら大学Gmailよりご案内します。

詳細は下記URLよりご確認ください。

日本学生支援機構 特に優れた業績による返還免除の概要

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/index.html>

申込み、お問い合わせについて

申込み、問い合わせについて

申込み手続きについては大学HPに掲載の「手続き説明資料」を確認してください。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

公立はこだて未来大学

教務・学生課 学生・留学担当

TEL : 0138-34-6445

E-mail : stu@fun.ac.jp